第４６回　大阪府障がい者施策推進協議会　議事録

日　時：平成３１年３月１９日（火）午後５時から７時

場　所：国民会館住友生命ビル　１２階大ホール

出席委員（五十音順、敬称略）

　（一財）大阪府身体障害者福祉協会評議員　　　　　　　　　　　嵐谷　安雄

障害者（児）を守る全大阪連絡協議会代表幹事 　　　　　　　井上　泰司

（公社）大阪聴力障害者協会会長 　　　　　　　　　　　大竹　浩司

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科　　　　　　　　小野　達也

（一社）大阪精神科病院協会会長 　　　　　　　　　　　河﨑　建人

（公社）大阪府精神障害者家族会連合会会長 　　　　　　　倉町　公之

（社福）大阪手をつなぐ育成会　　　　　　　　　　　　　　　　坂本　ヒロ子

大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科　　　　　　　　関川　芳孝

（一財）大阪府視覚障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　髙橋　あい子

弁護士　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　辻川　圭乃

大阪ともだちの会 全国本人活動連絡協議会 　　　　　　　壷井　一平

武庫川女子大学 文学部心理・社会福祉学科教授　　　　　　　　 新澤　伸子

大阪自閉スペクトラム症協会理事 　　　　　　　　　　　福田　啓子

大阪府市長会健康福祉部会長（大阪狭山市長）　　　　　　　　　古川　照人

障害者の自立と完全参加を目指す大阪連絡会議議長　　　　　　　古田　朋也

◎関西学院大学人間福祉学部名誉教授 　　　　　　　　　　　牧里　毎治

（一社）大阪知的障害者福祉協会会長 　　　　　　　　　　　松上　利男

（特非）大阪難病連理事長　　　　　　　　　　　　　　　　　　松本　信代

大阪府障がい者スポーツ協会事務局長 　　　　　　　　　　　宮村　誠一

大阪精神障害者連絡会代表　　　　　　　　　　　　　　　　　　山本　深雪

　大阪保健医療大学 保健医療学部リハビリテーション学科教授　 　吉田　文

◎会長

○事務局

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、「第４６回　大阪府障がい者施策推進協議会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、また、遅い時間帯にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、開会にあたり、福祉部長の岸本より、一言ご挨拶を申し上げます。

○事務局

皆さんこんにちは。大阪府の福祉部長の岸本でございます。本日はご多忙の中、遅い時間でございますが、「第４６回の本推進協議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。協議会の開催にあたりまして一言ご挨拶を申しあげます。

まず最初に、昨年の１１月でございますが多くの皆様方に応援をいただきまして、２０２５年万博の大阪開催が決定したところでございます。そして、この万博のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」でございます。このテーマは障がいのある方もない方も一人ひとりが尊重される社会の実現につながるものであると考えております。大阪府といたしましては障がいに対する理解促進に一層務めてまいりますので、引き続きどうぞご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、続いてのお願いでございますが、６月２８日、２９日には、日本が初の議長国となりますＧ２０サミットの首脳会議が大阪で開催されることとなっております。交通規制等で皆様方には大変ご負担をおかけすることとなりますが、併せてご理解とご協力のほどをお願い申し上げるものでございます。

さて、本日でございますが、「第４次の大阪府障がい者計画の平成２９年度実績について」ご報告させていただくこととしております。計画の最重点の施策でございます地域移行の推進、それから、障がい者の就労支援の強化、施策の谷間にあった分野への支援の充実などを中心に、さまざまな施策に取り組んでおりますが、正直、まだまだ道半ばの感がございます。今後ともしっかり取り組んでまいる所存でございます。

併せまして２０２１年度を開始年といたします第５次の大阪府障がい者計画の策定に向けた検討を行う新たな部会の設置等につきましてもご審議をいただきたいと存じております。府といたしましては計画の基本理念でございます「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を目指して障がい者や府民、事業者、市町村など、さまざまな関係者の参画と協働の下に、より一層社会全体での取り組みを推進していきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

岸本部長はここで退席させていただきます。ご了承願います。

現在の委員は、配布しております名簿のとおりでございます。本日は委員数２９名のうち、２１名のご出席をいただいております。大阪府障がい者施策推進協議会条例第５条第２項の規定により、会議が有効に成立しておりますことを報告させていただきます。

続きまして、今年度新たに協議会委員にご就任いただき、本協議会からご出席いただいております委員をご紹介させていただきます。

大阪府立大学 大学院 人間社会システム科学研究科教授の小野（おの）委員です。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室をはじめ関係課が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

　次第

　委員名簿と配席図

　資料１　Ａ３横型の資料１部

資料２　Ａ４縦の資料２－１、資料２－２、２－３

最後、Ａ４縦一枚もの大阪府障がい者施策推進会条例が１枚です。

資料の不備等はございませんでしょうか。はい。よろしいでしょうか。

なお、大阪府においては、「会議の公開に関する指針」を定めており、本指針に基づき、本会議も原則として公開としております。また、配付資料と共に、委員の皆様の発言内容をそのまま議事録として府のホームページで公開する予定にしております。ただし、委員名は記載いたしません。予めご了解いただきますようお願いいたします。

次に、この会議には、手話通訳を利用されている聴覚障がい者の委員や点字資料を使用されている視覚障がい者の委員等がおられます。障がい者への情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、手話通訳ができるように、ゆっくりと、かつ、はっきりとご発言をお願いいたします。また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用したり言及されたりする場合には、具体的な箇所を読み上げるなどご配慮をお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、牧里会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。それでは、早速、始めさせていただきます。今日の議題は次第にございますように三つに分かれております。一つは障がい者計画の平成２９年度の実施状況について、二つ目は推進協議会に部会を設置したいと思っておりまして、この提案の検討をお願いしたいと思っています。その他、事務局からご説明があるかと思いますが、この３点について、順次、進めてまいりたいと思います。

早速ですが、一つ目の議題でございます「第４次大阪府障がい者計画の平成２９年度の実施上について」事務局からご説明をいただきます。その後、皆さんからご質問やご意見をいただきたいと思います。

○事務局

はい。ありがとうございます。それでは、事務局からご説明させていただきます。大阪府障がい福祉企画課と申します。どうぞよろしくお願いいたします。では、座ってご説明させていただきます。

　それでは、まず資料１のご説明となります。「第４次大阪府障がい者計画、平成２９年度実施状況」でございます。この第４次障がい者計画につきましては、平成３０年度３月に後期計画として改定しておりますが、平成２９年度の実施状況といたしましては、改定前の計画に位置づけておりました取組についての実績のご報告となっておりますのでご了承くださいませ。

　では、生活場面ごとに取りまとめておりますが、生活場面１、「地域やまちで過ごす」ということの中から、いくつかピックアップしてご紹介させていただきます。

　まず、１ページ一つ目の丸をご覧ください。点字では１ページの中ほど、下辺りからになります。入所施設の地域移行でございます。実施状況でございます。が、点字は３ページの中ほどからでございます。

　平成２５年度末比の数字でございますが、地域移行された方が６１３名、入所施設の利用者が１４４名減ということでございます。１ページ目の三つ目の丸です。点字では５ページになります。

　障がい児施設における地域移行でございます。実績は点字では５ページの中ほどからになります。１８歳以上の障がい児施設の入所者５４名のうち地域移行と退所者３１名となっております。

次に、四つ目の丸をご覧ください。点字では６ページでございます。精神障がい者の社会的入院の解消でございます。実績につきまして点字では７ページの下辺りからになります。

３カ月時点、１年時点、１年以上の退院率を把握いたしますと同時に、地域精神医療体制整備広域コーディネーターを配置いたしまして、地域移行の可能性のある患者の把握のための取組でありますとか、地域移行に係る研修を実施いたしました。

　次に、２ページ目の三つ目の丸をご覧ください。点字では１５ページの中ほどからです。施設職員等に関する研修の実施でございます。点字では１６ページの中ほどからでございます。社会福祉施設職員、障がい福祉介護保険事業所職員等への研修を実施いたしまして、受講者につきましては１２，３８０人となっております。

　次に、四つ目の丸でございます。点字では１８ページの中ほどからでございます。グループホームの設置促進でございます。点字では１９ページの下辺りからになります。グループホームの利用実績でございますが、月に７，８１８人、その中で市営住宅、町営住宅の活用件数が４０件、１４１人、府営住宅の活用件数が２９戸、５４名でございます。

次に、３ページの一番下の丸でございます。点字では３０ページの中ほどからです。民間住宅への入居促進でございます。点字では３３ページの中ほどからでございます。大阪安心賃貸住宅の登録数ということで、８，３０４戸という実績を記載させていただいております。

　次に、４ページの下から二つ目の丸をご覧ください。点字では４３ページの中ほどからになります。地域生活支援拠点の整備でございます。点字の実績は４４ページの中ほどからでございます。市町村における検討状況を把握するため、ヒアリングとアンケート調査を行いまして、進捗状況を把握するとともに、整備に係る課題でありますとかニーズ等の抽出を実施させていただきました。

　次に、５ページの一番下の丸でございます。点字では５６ページです。市町村の相談支援の充実でございます。基幹相談支援センターの設置でございますが、３３市町村で設置済となっております。

　次に、６ページの三つ目の丸をご覧ください。点字では６２ページの上からでございます。難病患者に対する相談支援機能の充実でございます。大阪難病相談支援センターにおける本人、家族への相談支援の実績について記載させていただいております。

次に、８ページの下二つの丸をご覧ください。点字では８０ページの中ほど、それから、８４ページの下辺りに記載しております。福祉人材の確保に向けた総合的な取組、そして、福祉人材支援センターの運営ということでございます。

　マッチング力の向上、それから、参入促進、魅力発信事業などを行うとともに、福祉人材支援センターにおきまして職業紹介、求人、求職相談などを実施したところでございます。

　次に、１０ページの二つ目の丸をご覧ください。点字では９６ページの下辺りです。福祉のまちづくりの推進でございます。点字の実績は９７ページからでございますが、福祉のまちづくり条例ガイドラインを、平成２９年１２月に改定いたしまして周知、啓発を実施したところでございます。同じページの下から三つ目の丸をご覧ください。点字では１０２ページからになります。交通安全施設等整備事業の推進でございます。歩道、それから、自転車歩行者道の整備、歩道の段差改善、点字ブロック等の整備改善を推進してまいりました。

　では、次に、生活場面２の「学ぶ」に入ります。１２ページの一番下の丸をご覧ください。点字では１１ページの中ほどからでございます。障がい児通所支援事業の充実でございます。点字の実績は１２ページの中ほどからになります。保育所等訪問支援事業、そして、児童発達支援事業所などの実施拡大に努めてまいりました。

次に、１３ページの三つ目の丸をご覧ください。点字では１５ページの中ほど下からになります。発達障がいの早期発見の取組でございます。点字の実績は１７ページ中ほどからです。市町村、乳幼児検診、問診票の改定、ゲイズファインダーを活用しました乳幼児検診を実施する市町村の支援等を実施してまいりました。

　次に、少し飛びますが、１７ページの四つ目の丸をご覧ください。点字では５７ページの中ほどでございます。支援学校の通学対策の充実でございます。点字の実績は５８ページの上からになります。通学バス１４台増車を図ったということでございます。

　次に、２０ページ一つ目の丸をご覧ください。点字では８６ページからになります。府立少年自然の家や図書館の充実でございます。点字の実績は８７ページの中ほどからになります。ペースト食や刻み食の提供、それから、視覚障がい者向けＩＴ講習会の実施等のサービス拡充に務めたところでございます。

　次に、生活場面３「働く」に移らせていただきます。まず、２１ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では１ページの中ほど下からになります。企業等の障がい者雇用への一層の促進でございます。点字の実績は２ページからになります。

　法定雇用率、未達成事業主に対しまして、障がい者の雇い入れ計画の提出を指導するなどの取組を実施してまいりました。同じページ下から二つ目の丸でございます。点字では８ページの上からになります。行政の福祉化の推進でございます。点字実績は９ページの下辺りからでございます。庁舎清掃業務に関する総合評価、一般競争入札の導入をされている市町村が２０市、また、庁舎等を活用した雇用創出などの取組について実施してまいりました。

　次に、２１ページの一番下の丸でございます。点字では１２ページからになります。

公務労働における雇用の創出でございます。ハートフルオフィス等で働く障がい者の方３７名でございました。

　次に、２４ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では３９ページからになります。

　就労移行支援事業所の機能強化でございます。点字実績は４１ページからになります。就労実績の高い事業所の事例や取組等を、研修を通じて普及させることで就労移行支援事業所の支援力向上を図ってまいりました。

　次に、２５ページ二つ目の丸をご覧ください。点字では５３ページの中ほどからになります。大阪府ＩＴステーションを障がい者雇用就労の支援拠点とした取組でございます。点字の実績は５５ページの中ほどからになります。ＩＴステーション就労促進事業を実施いたしまして、８２名の方が就職をされている実績になっております。

次に、三つ目の丸をご覧ください。点字では５６ページの中ほどからになります。職場定着への支援でございます。点字実績は５８ページからになります。事業主向けの雇用管理セミナーの開催でありますとか、企業の従業員を職場内のサポーターとして養成する研修を実施してまいりました。

次に、生活場面４「心や体、命を大切にする」に移らせていただきます。２６ページの一番下の丸をご覧ください。点字では９ページの下のほうです。発達障がいの診断医療機関の確保でございます。点字は１０ページの中ほどからになります。発達障がいの確定診断ができる医師の確保のため、小児科医等への研修等を実施してまいりました。

次に、２８ページの下から三つ目の丸でございます。点字では３１ページからになります。医療型短期入所の整備促進でございます。医療的ケアが必要な重心児者が短期入所として利用できるよう。医療機関の空所を確保する事業を府内六つの事業圏域で実施しております。

次に、２９ページの下から二つ目の丸をご覧ください。点字では４０ページの上からでございます。高次脳機能障がい者への支援でございます。点字は４１ページの中ほどからになります。

二次医療圏ごとに圏域ネットワーク会議を開催いたしまして、研修会等を実施してまいりました。

次に、２９ページの一番下の丸から３０ページにかけてでございます。点字では４２ページの下辺りからになります。悩みについて相談するということのカテゴリーの中に障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実をはじめ、各相談機能の実施状況について記載させていただいております。

次に、生活場面５「楽しむ」に移らせていただきます。３１ページをご覧ください。点字では１ページの中ほど下から１０ページにかけてでございます。スポーツ活動に取り組むというカテゴリーの中で、大阪府の障がい者スポーツ大会の開催をはじめ各種スポーツ大会への選手派遣などの実績について記載させていただいております。

次に、３２ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では１０ページの中ほどからになります。芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供でございます。点字では１１ページの下辺りからです。音楽やダンス演劇の専門家による講座開設等の支援をはじめアートを活かした障がい者の就労支援事業などを実施してまいりました。

　次に、３３ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では２１ページの中ほどからになります。スポーツレクリエーション芸術・文化活動の充実でございます。点字では次のページの中ほどからになります。障がい者アイススケート教室、知的障がい者のサッカー教室でありますとかフットベースボール教室などを開催してまいりました。

　次に、生活場面６「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」でございます。３４ページ一つ目の丸をご覧ください。点字では１ページの下からになります。障がい者週間を中心とした啓発事業の実施でございます。点字では３ページの上から実績を記載しております。大阪ふれあいキャンペーン、心の輪を広げる体験作文、障がい者週間ポスター入選作品の表彰、障がい者週間知事表彰、ともに生きる障がい者展、ヘルプマークの普及啓発などを通じまして、障がい理解を深めるための取組を実施してまいりました。

次に、３５ページの下から二つ目の丸をご覧ください。点字では２１ページの中ほどからになります。障がいを理由とする差別の解消に向けた取組でございます。点字は２２ページからになります。府の障がい者差別解消条例に基づきまして、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、広域支援相談員による市町村支援でありますとか、研修プログラムの開発などによる啓発などを実施してまいりました。

　次に、３６ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では２６ページの上からでございます。

虐待防止に向けた取組でございます。点字では２７ページの中ほどから実績になります。障がい者権利擁護センターの運営でありますとか、市町村への専門職派遣などを行いまして、虐待防止に向けた取組を推進してまいりました。

　次に、３７ページの下から二つ目の丸をご覧ください。点字では４４ページの上からと４７ページから記載しております。災害時における避難行動、要支援者対する支援体制の整備促進、そして、市町村避難所運営マニュアル策定の促進でございます。避難行動、要支援者の避難行動支援に関する事例集の周知、そして、市町村の取り組み状況の把握、要支援者名簿の更新、活用の働きかけなどを実施するとともに、府内、市町村の避難所運営マニュアルの策定、改定状況を把握したところでございます。

　次に、３８ページの一つ目の丸をご覧ください。点字では４８ページの上からになります。市町村における二次的避難所の指定の促進でございます。点字では４９ページの上辺りから実績になります。各種福祉施設事業所等への集団指導や研修会の場を活用いたしまして、福祉避難所指定への協力を要請したところでございます。

　次に、３８ページの二つ目の丸でございます。点字では５０ページからになります。緊急放送等における配慮の要請でございます。在阪の放送事業者に対しまして、副音声等を活用しました緊急放送について要請を行ったところでございます。

　次に、３８ページ下から三つ目の丸をご覧ください。点字では５７ページの下のほうになります。緊急時における１１０番通報手段の広報でございます。点字では５８ページの中ほどから実績になります。聴覚や言語に障がいがある方のための１１０番の広報を実施しました。

　次に、３９ページの二つ目の丸以降でございますが、点字では６３ページからになります。十分な情報コミュニケーションを確保するということの中で、特に専門性の高い点訳、朗読奉仕員、そして手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助者の要請、派遣などの取組実績等について記載させていただいております。

　資料１については以上でございますが、引き続き前回の推進協議会におきまして、委員からご意見がございました寝屋川の監禁死亡事件を受けました大阪府の取り組み状況についてということで、前回の協議会におきまして、私どものほうから、このような取り組みにつきましては、この障がい者計画に位置づけられました大阪府の各部局における具体的な取組の中でご報告させていただくということで、お話しをさせていただいておりましたので、引き続きご説明をさせていただきます。

　まず、福祉部としてのご報告をさせていただきます。平成３０年の２月でございますが、障がい者虐待防止推進部会で寝屋川の事案についてご報告をさせていただきました。この中で再発防止に向けて事案の検証を寝屋川市に働きかけるべきというご意見を受けまして、事例検証でありますとか改善に向けた今後の取組について、検討を促す文書を発出したところでございます。

　また、児童虐待防止担当からも、各市町村の児童福祉主幹課宛てに居住実態の把握ができない児童への対応の徹底を依頼する文書を発出させていただきました。

　先ほど生活場面６の実績報告でも報告させていただきましたが、障がい理解に向けた啓発でありますとか、虐待防止の取組を着実に推進してきたところでございます。

　また、この第４次の計画の後期計画を作年の３月に策定しておりますが、その中では相模原事件、そして、寝屋川の事件等を受けまして、すべての人にとって暮らしやすい共生社会の実現に向けた室長メッセージを掲載いたしますとともに、府のホームページにおきましても、ともに生きる社会の実現に向けましたメッセージを掲載したとこでございます。

　そして、第５期の障がい福祉計画の成果目標として位置づけているところでございますが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めているところでございます。

この目標につきましては、平成３２年度までに都道府県、そして保健所圏域、そして市町村ごとという３層構造で、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置いたしまして、支援体制の確保を目指しているものでございます。

この取組につきましては、市町村単位の協議の場の設置に向けまして、平成３０年６月に大阪府でまとめた手引きに基づきまして、翌７月に各ブロックごとに市町村説明会を実施したところでございます。

　寝屋川市の取組についても現状につきまして把握しておりますので、併せてご報告をさせていただきます。まず、障がい者虐待防止担当、高齢者虐待、児童虐待、ＤＶ担当課とのさらなる連携強化に努めているということでお聞きしております。

　また、寝屋川市といたしましては、「キャッチＳＯＳ宣言」というものをされておりますが、この宣言に基づきまして、同様の虐待事案が起こらないように、市民の安全・安心を確保する取組を障がい福祉課のみならず、市全体の取組として迅速かつ確実に進めている状況ということをお聞きしております。それでは、引き続きまして、健康医療部からご報告させていただきます。

○事務局

続きまして、健康医療部から説明させていただきます。地域保健課から説明させていただきます。事件発生を受けまして第４次障がい者計画後期策定時に団体様のご意見を踏まえまして、取組について記載をさせていただいたところでございます。記載につきましては、精神科病院の入院患者の療養環境の向上や各保健所で行っている心の健康相談等の充実を図ることにより、精神疾患に関する早期の治療を推進しますとなっております。

　これに関係することといたしまして、お手元の資料につきましては２７ページ、点字資料では１３ページの中ほどに精神科病院入院患者の療養環境の向上について、記載させていただいております。

　まず、この部分でございますが、精神科病院入院患者の医療環境向上のために、精神科病院の実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めますということと、それから、もう一つが、精神科医療機関療養環境検討協議会を設置して、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組や実践例についての情報提供及び共有化を図りますとさせていただいております。

　この病院実地指導につきましては、「精神保健福祉法」に記載されているものでございまして、各精神科病床を持つ病院に対して、保健所のほうから立ち入り調査をさせていただいているところでございます。

　それから、精神科医療機関療養環境検討協議会につきましては、大阪精神医療人権センターにお願いいたしまして、療養環境サポーターさんという方に、精神科の病院、年間に１２箇所の病院について、病院の中に入らせていただき療養環境について確認させていただき、その活動報告について協議会をつくらせていただきまして、その中で検討して医療機関にお返しするという活動をさせていただいております。

　協議会のほうには精神科病院協会様でありますとか当事者の方、家族会の方たちにもご参画をいただいて、ご意見をいただいているところでございます。

　それから、精神疾患の早期治療の推進につきましては、２７ページ上から四つ目の丸でございます。点字では１７ページの上からでございます。そして、保健所における相談支援機能の充実につきましては、３０ページです。点字では４４ページの中ほどからになります。ほぼこの二つは同じことが書かれておりますので、一緒にご報告させていただきますが、各保健所では精神保健福祉チームというチームがございまして、ケースワーカー職の保健師が３名から５名のチームということで、そこに非常勤の精神科の医師や心理職員も加わりまして相談、必要に応じてご家庭への訪問等を実施しております。内容につきましては、幅広い分野ということで、精神統合失調症やうつ病などの精神科の病気でありますとか、こころの健康づくりなどについて対応させていただいております。

　実績といたしましては、平成２９年度は相談、訪問を合わせまして、延べ数３３，１４８件の対応をさせていただきました。健康医療部からの報告は以上です。

○事務局

続きまして、小中学校における取組につきまして、教育庁、小中学校課より説明させていただきます。

　市町村教育委員会に対する指導・助言事項を、毎年取りまとめて配布しておりますが、その中で、すべての学校で障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、ともに学び、ともに育つ教育の推進を図ることとしております。

精神障がいにつきましては、教職員が疾患についての理解を深め、当事者の思いを受け止めるとともに、個々の状況をしっかりと把握して、学校生活において適切な支援ができるようにすることが重要であると認識しております。

　大阪府教育庁では、平成２０年５月に「精神障がいについての理解を深めるために」を改定しまして、今日における精神疾患や精神障がいについての知見を深め、当事者の思いについて学ぶことができることができる資料や学校等での実践事例や教材等をまとめた指導資料の活用を推進してきたところです。

　また、毎年小中高等学校の教職員を対象にしまして、障がい理解教育研修会を実施しており、今後も引き続き精神障がいも含めまして、さまざまな障がいについての理解を深める教育を勧めてまいりたいと思います。

　続きまして、資料１におきまして、具体的な取組内容をご説明させていただきます。

　まず、１４ページの下から三つ目の丸になります。点字では３０ページの上辺りになります。障がいのある幼児の指導につきまして、実績ですが障がいの種別や個々の状況に応じて適切な配慮を行うよう幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけを行っております。

　続きまして、１４ページの下から二つ目の丸でございます。点字では３１ページの下辺りからになります。幼稚園教諭、保育士等を対象にした教育研修につきまして、実績に五つの丸がありますが下の四つになります。幼稚園新規採用教員研修等において、支援教育の視点等を踏まえた子ども理解、人権について考えるについての研修を実施いたしました。

　また、１０年経験者研修におきましては、支援教育、人権教育視点を踏まえた子ども理解と学級経営について研修を実施しております。第１回大阪府幼児教育フォーラム、これは年に３回ありますが、その第回目で幼稚園等における合理的配慮の実際、幼保こども園の子、小の接続の観点を踏まえたテーマとして開催いたしました。

　あと、就学前人権教育協議会、これは年に３回、行っておりますが、この中で支援教育をテーマとして協議等を行っております。

続きまして、１５ページの上から二つ目の丸になります。点字では３５ページの下からになります。通常学級の充実についてです。実績ですが、まず、小学校に対しましては、ともに学び、ともに育つ教育の推進のために、障がい理解教育を実施するよう指導しておりますが、調査では府内の小学校における実施率は共に１００％でした。小中学校課が作成いたしました冊子、精神障がいについての理解を深めるために、先ほども紹介しました。

あと、ほかに福祉教育指導資料『ぬくもり』及び『ともに学び、ともに育つ支援教育のさらなる充実のために』につきましては、授業や校内研修等での一層の活用を促してまいりました。幼稚園における障がいのある幼児を含むすべての幼児を大切にした集団づくりや適切な配慮につきまして、幼稚園教育担当指導主事会等を通じて、市町村教育委員会に働きかけております。

発達障がい等のある幼児、児童、生徒を含むすべての子どもにとって分かる、できる授業づくり、集団づくりに関する実践研究の成果を取りまとめまして、『すべての子どもにとって分かる、できる授業づくり』という冊子を作成しまして、大阪府のウエブページに掲載しております。また、人権教育主幹課長会、各市町村の課長さんや小中高等学校を対象にしました障がい理解教育研修会において普及を図っております。

次に、同じく１５ページの一番下の丸になります。点字では４１ページになります。障がい理解に関する研修につきまして、これにつきましては先ほどから申し上げております研修会について、三つ目のところに実績を記しております。なお、平成２９年度の本研修では、大阪府精神障がい者家族会連合会の副会長をお招きしまして、「家族の思い」と題しましてご講演をいただきました。精神障がいに対する理解を深めるとともに、本人、ご家族の思いに触れることができました。これについては記載しておりませんが紹介させていただきました。以上で報告を終わります。

○事務局

続きまして、府立学校における取組について、高等学校課より説明させていただきます。私は高等学校課教務グループと申します。高等学校に対しましても府立学校に対する指示事項におきまして、すべての学校で障がい理解教育を積極的に進めるなど、相互理解を深め、ともに学び、ともに育つ教育の推進を図ることとしております。

　資料１における具体的な取組内容といたしましては、取組の担当グループよりご説明させていただきます。

○事務局

高等学校課の生徒指導グループと申します。資料１、１６ページ中ほどです。点字資料では４７ページの上からになります。高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備といたしまして、平成２９年度の実施状況としましては、平成２９年度の個別の教育支援計画の作成率でございますが、７１.０％でございました。平成２８年度に比べまして、４.３ポイント増加しております。また、障がいのある生徒が学習活動を円滑に行えるよう下記の施設整備の改善等を行っております。平成２９年度につきましては、段差の解消、手すりの増設、また、障がい者用のトイレを設置しております。

　次に、１６ページの下から二番目です。点字資料では５２ページの中ほどからになります。高校に在籍する生徒の精神疾患への理解と配慮といたしまして、平成２９年、以前からですが、すべての府立学校に臨床心理士を配置しております。また、障がい別におきまして、支援教育研修を実施しているところでございます。以上でございます。

○事務局

事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。それでは、ここから皆さんから、ご質問とかご意見をいただきたいと思います。どこかでも結構でございますので、ご意見のある方、では、どうぞ。

○委員

はい。皆さん、こんにちは。いくつか発言させていただきます。まず、地域やまちで過ごすという課題ですが、相談支援については基幹センターの３３箇所ですか。それぐらいしか報告が出ていませんが、指定相談支援はかなりしんどい状況にあるということで、この間、大阪府、大阪市でアンケート調査を実施していただきました。

　まだ、一人でやっておられる事業所が半数とか、セルプランも半数ぐらいということで、全然、追いついていない状況がありますが、国は４月から基本報酬を削減ということで、大阪府と大阪市を併せて事業所の撤退数を調べてみましたが、１年未満でも３０箇所以上が事業廃止をされております。一人事業所で無理をしてバーンアウトをしてしまうという悪循環になっていて、今後、報酬削減に伴ってさらに撤退が行われば、基盤が崩れてしまうだろうというところがありますので、少し指定相談の状況も含めて、また、計画の話では議論をしていただきたいと。そして、それをどのように支えていく仕組みをつくるのか。市町村事業であるからということではあるでしょうが、府としても市町村を支える仕組みを検討いただきたいということが１点です。

　それと今、８０５０ケースとか、地域の困難ケースの相談が増えてきております。大阪市内でも各１０件以上ずつ抱えているのではないかと思います。この前も８０代の親が認知症、６０代の子が知的障がいで、４０年間家の中にほぼ閉じ込められてきた。５０代の人が、また、アルコール依存という。三人とも支援を要するようなケースが現れてまいりました。寝屋川の事件とかも言われていますが、やはりこの何十年、ほとんど家の中というケースは、まだまだ各地域におられると思います。

　そこなどは弟さんの嫁さんが、三人を支えてきたのですが家を飛び出して、「さあどうする」という、待ったなしの状態になっている相談でしたが、そのような危機的なケースがどんどん、どんどん現在進行形で増えておりますので、それを支える地域生活支援拠点の仕組みを急ぐべきであろうと考えております。緊急対応をどこかがしてくれれば、そこに対してきちんと手当てをするとか、重度の障がい者を受け入れられるグループホームをどのように増やしていくのかということが、喫緊の課題であると考えております。

　特に対応が難しいとされますのは、行動障がいの人、それから、重度の高次脳機能障がいの人、それから、医療的ケアを要する人の受け皿が全く足りない。どこも無理と言って断られるのが現実ですので、それを支えていくようなグループホームとかを、どのように増やしていくのか。あるいはそれを増やしていくためにアドバイスとかスーパーバイズの仕組みを、府としても急いで考えていただきたいと思っています。

　公営住宅などもグループホームなどかなり頑張ってきていただきましたが、この報告では毎年の件数しか出ていませんが、累積件数も併せて示していただければと考えているところです。そのように急いで８０５０とかの受け皿をどのようにして行くのかということを、また、地域拠点の議論で室全体、部然体でも考えていただきたいと思っております。

　それから、命に関わることで医療費なのですが、６万人対象者が重度障がい者医療でおられるということですが、今現在では十何万人になっています。といいますのは高齢者医療が廃止されましたので、高齢者医療から重度障がい者医療に転入されている方が、今現在は増えているとのことですが、これがまた２年後になりますと中軽度の人は対象から外されるという経過措置が増えるという問題も出てまいりますので、今年１年、医療費助成の見直しに伴って何とか自動償還をほとんど全市で実施していただける運びにはなりましたが、この１年間の実績を明らかにして、２年後に向けてどのように対応すべきなのかという検討チームを秋ぐらいからでも設けていただければと考えております。

　それから、尊厳のところでは差別解消ですが、今年「差別解消法」、それから、大阪府条例の見直しがなされると伺っております。ぜひ法律並びに条例がより良いものに改善されますように、特に事業所の合理的配慮の義務化を何とか実現していただければと思っております。国が出来れば全国で使える。また、大阪府がさらにいいものになれば、全市町村が救われるような形での条例を期待しておりますので、よろしくお願いします。

　それから、防災についてですが、去年は地震、台風がかなり相次ぎまして、停電と水害という被害で家に帰れないという障がい者が南のほうの地域では出て、停電になりますとマンションなどは水道もストップ、エレベーターもストップ、家に帰れない人が何人か出まして、事業所で受け入れたり緊急避難していただいたりしましたが、今年も豪雨、台風、たぶんエルニーニョの関係で来るのではないかと言われています。ただ、今までの水害時の避難ビルをあちらこちらに確保していただいていますが、吹きさらしのマンションとか公営住宅の廊下に逃げましょうということが大半なのですが、これ台風のときには物が飛んできますので危ないです。

それなら囲われたスペースで対応が出来る避難所はあるのか。今現在、この前も１月の毎日新聞の報道でも避難所と言われているものの８０％は水没すると書かれていました。それなら車いすの人はどのようになるのかと言えば、おぼれ死んでしまうのかという話になるわけです。これも対策を少し急いでいただきたいと思っておりまして、今、大阪市でも少し話始めていますのが、車いすの障がい者とか高齢者、階段を上れない人のために区民センターとか、スポーツセンターとか、車いすトイレもあり上の階に逃げられて、水が引くまできちんと一定期間生活が出来るような、そのようなものを福祉と連携して防災のほうで確保していただきたいということを、少し共同作業でやらないかということで言っています。

大阪府でも障がい福祉と防災、いろいろな課題があるかと思いますが、今年も大きな水害になりますと河川決壊とかになりますと、確実に命が危うくなりますので、福祉と連携して上の階に逃げられる避難所の確保という検討をお願いしたいと思っております。以上です。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

第４次の大阪府の障がい者の具体的な取組状況の内容でございますが、これは大阪府主催が中心なのかプラス団体も含んでいるのかというところなのですが、もし、大阪府が主催してやるということになりますと、少しここの内容の整理も必要かというところもありますので、その辺をお伺いしたいと思っております。

○牧里会長

はい。そのほか、ご意見、はい、どうぞ。

○委員

すみません。お世話になっています。１ページ目にあります。精神科病院から退院して暮らすという地域生活への移行のところです。平成２９年度の二つ目の丸にあります地域移行の可能性のある患者の把握のための取組の実施というところで、１８病院７４回と挙がっています。この件に関して、一つ目は単科精神科病院が大阪府下で４２病院ありますところを、１８病院ということは半分未満ということになりまして、その点が気になっています。

　あとで結構ですので、この１８病院はどこなのかを知りたいと思っていますことと、自分自ら手を挙げて企画をしなかった病院の場合は、そのままずっとこのように取り残されていく恐れがあるのかという心配を持っています。その点に関して教えていただければ助かります。

　それから、この場で言うことがふさわしいのかどうかという問題はありますが、このような院内茶話会などを実施される場合に、退院促進のピアサポートのメンバーとそこに地域移行の可能性のある患者十何名とかぐらいが、年間通しで面談していくみたいな取組になっているようですが、ある病院の企画で聞いたときには、実施されていることはとても前向きに評価していますが、その日の会に自分が外出したいとか、いろいろ個人的な計画を持っているときでも、それよりこちらを優先してしまうことにより、訪問してきたケアサポートのメンバーとの衝突のような形で気分的に悪くなってしまって、とても残念であるというお話しを聞きますので、あまり強制的な取組にしていかないような、融通のある企画で実施していただければ良いのではないかと感じています。最初の点について教えていただければ有り難いです。

　それから、二つ目に、先ほど寝屋川の事件に関してさーっと読み上げられましたので、少し頭に入ってきませんでしたので、その部分を少しあとでいいですので文書で見せていただきたいという要望です。私たちとしては小中学生時の通院の実績が数回あるものの、その後、継続して医療機関に行くことは出来なかったということのようですので、そのような場合に、その通院先の医療機関のほうから在宅訪問に切り替えていただくことが可能な仕組みが、今現在あるのかどうかという疑問もありますが、正直、やはり自分から意見や思いを口にしづらい小中学校時の状態が悪化した方々に対する外からのサポートを、丁寧に計画をしていただく必要があるのではないかと思っておりまして、そこは、私はＤＶ担当課ということではなくて、やはり精神科、クリニック、ないしは精神科医療の提供の団体による在宅訪問活動というところで、期待するほうがよりふさわしいのではないかと感じています。以上です。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

強度行動障がいのある人のグループホームでの暮らしのことに関連してですが、前回のこの部会でも数名の委員の方から強度行動障がいのある人たちの支援についてご意見がございまして、私が経営している社会福祉法人北摂杉の子会で行動障がいの人たちの地域での暮らしを支援するグループホームも経営しておりまして、早速、大阪府のほうから視察に来ていただいたということで、早期に対応していただいたことについて感謝を申し上げたいと思います。

　同時に砂川厚生福祉センターで、やはり行動障がいのある人たちの行動の改善を有期限で行って、地域移行をさせていくような取組を進められていますが、行動改善が図られて、だいたい３分の１ぐらいの人が地域の暮らしに移行できるということをお聞きしていますが、要はなかなか社会福祉法人でその移行可能な人を受け止めていくということが、全く進んでないという現状がございますので、このことにつきましては、今年度も私ども知的障がい福祉協会と府の意見交換などもさせていただいていますが、引き続き、私ども協会でも大きな課題だと思っておりますので、来年度も府の担当課と意見交換をしながら、どのような形で行動障がいの人たちが地域での暮らしが出来るのかという手立てについて、話し合いを続けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

すみません。先ほどのご質問で、また、意見がありますので、そこはそれで行きたいと思いますが、少し私のほうで「学ぶ」のところで、少しお話しをしたいと思います。今回、平成２９年度の取組ということで、重点的にいいますと通学バスを増車したという報告ぐらいでしたが、計画の段階でもお話しをさせていただいたと思いますが、今後の知的障がい等々の方々の特別支援学校ニーズが非常に高くなる。あるいは特別支援学級のニーズが非常に高くなるという推計をされて、それに対応する具体的な方策として、今後も含めて２９年度は何をして、今後はどのような課題になっているのかというところを、ぜひお聞きしたいと思います。

実はそのような障がい教育関係のところの団体からは、この間、学校も増えないですし、学校の中で転用教室みたいなもので、通常の学級みたいなものにもなっていなくて、玄関先が学級になっているというような特別支援学級がありますとか学校がありますとか、あるいは特にこの間は、それで定員合わせみたいなことで、校区割りで取りあえずどこでもいいから人数合わせをするみたいな提案があり、例えば今後の話でありましても、そこの市域から全く違う市域の学校に行かなければならないみたいな話になっていたりとか、非常に大きな区案が出ているのです。

でも、この計画ですとバスさえ増やせばという。要するにあちらこちらにまたばらまけばいいのかという話で計画されているのかと思いますが、その辺の見通しも含めて、どのような段階的な取組をしているのかということについてお聞きしたいことが一つです。

もう一つは、文部科学省のほうで障がいを持っている方たちの生涯教育の中で、いろいろな段階でいろいろな教育を保証していくということを、もう少し系統的に計画をすればどうかという提案がありますが、そのことについて何か計画の中でも十分そのことは盛り込まれずに来ていますが、特にそのような内容で今後、そのような社会教育でも本当になくなったのかと思いますが、どこの部局が担当になるのか分かりませんが、そのような文部科学省からの提起を受けて、大阪府としてどのような計画をお持ちなのかということについてお願いします。

三つ目は、特に今後の地域生活支援事業の中で家庭と教育と福祉の連携のためのコーディネーターみたいなものを配置していくような提案などが、今年も厚生労働省からも出ていますが、そのような結構、放課後デイの問題などについても、学校と福祉との連携みたいなところの調整はほんとに大変なのです。なかなか教育部局に言っても進まないということがありまして、そのような問題点に対して具体的に今後、どのようなことで対応していくのか。いくつか新たな方針が国のほうからも出ているものについて、現行の水準だけではなくて、そこに課題があるのであれば府としてはそのような問題についても、今後、どのように対応していくのかみたいな方向性が見えていれば、少し教えていただきたいと思っています。

それから、もう一つだけ、就労のところで去年も議論したと思いますが、Ａ型事業所の問題で、今回、そこの部分は福祉計画ではありませんので、個別の事業については触れていませんが、問題になりましたＡ型事業所の経営が成り立たないということで、突然、閉鎖して、そこに通っている人たちが路頭に迷うという事件が大阪府下でも起こっていまして、実際にその問題について、厚生労働省のほうは一定の経営状況を把握した上で問題があれば、いわゆる経営改善計画書を提出させて、それを指導していくというということで市町村も動いているかと思いますが、府としてはその辺の状況で、実際の経営改善計画みたいなものを、Ａ型が増えているのか減って居るのかということと、改善計画を出させている事業所はどのぐらいの比率であるのかということを把握しておられるのかということを、少しお聞きしたいと思います。

ある市では、この間では１７０箇所中、まともに経営が出来ているＡ型事業所というのは２０箇所しかなかったと。１５０箇所は改善計画を出させているという話がありますが、その辺、Ａ型の問題というのは結構、大きな社会問題にもなった課題でもありますので、少しそこの部分も含めてお伺い出来ればと思います。

○牧里会長

では、どうぞ。

○委員

はい。先ほどの寝屋川の問題について、行政のからの説明をお聞きしていましたが、それぞれ福祉の立場、医療の立場、あるいは教育の立場で、今回の第４次の大阪府障がい者計画に掲げるさまざまな具体的な取組を例に挙げながら、このような形の関わりをしていけば、あのような事件が防げるのではないかと言っているようにしか僕には聞こえないです。

　うがった見方をすれば、そのようなそうなれば的な話で、はたしてあの事件を防ぐことが出来たのかどうかということをしっかりと。実はこれは委員のほうから何度も提案があり、あるいは主体的にしっかり行政的に、この事件の問題点を分析し、今後、このような不幸な事件が起こらないように、どのようにすればいいのかという投げかけに対しての今日のお答えであれば、具体的それなら何をどのように考えてやっていこうとしているのかということが、ほとんど僕には見えません。これはやはりあの事件が問題になったのは、具体的なところが何であったのかというところをしっかり検証しない限りは、ここはそのようなところを細かく一つひとつの事例を検討するところではないということはよく分かりますが、やはりそこはしっかりと行政も問題意識をもっと持っていかなければいけないのではないかと思います。

　先ほど、それに関連して医療機関が、やはり医療の継続という意味合いで何か出来ないのかという問い掛けであったかと思いますが、私たち医療の立場からしますと。やはり医療の中断をされた方、そのような方に対して医療機関としては気にかかりますから、いろいろ連絡を取ったり、そのようなアプローチをしている医療機関が多いと思います。

　ただ、これも私たちは強制的な医療介入はできません。あまりそれを何度もやりますと、例えばご家族なり当事者のほうから、もうあの病院、あのクリニックはあまりにうるさくて困るのだということを、保健所に言われたりするわけです。

そのようにしますと保健所からは、やはりそのような声がありますということを私たちのほうに言われますので、そこはやはり一種の抑制的な形のことも起こり得るという体験は私もしたことがありますので、やはりこのような何らかのサービスをどのように継続していくのか。どのように提供するのかということは、何も精神障がい者の方たちだけではなくて、他の障がいの方たちも同じだと思いますが、その辺の議論を、これは大阪府だけの話ではなくて、国の中の議論かもしれませんが、その辺のところをしっかり見据えながら、その実現に向かってどのようにして行くのかというところは、やはりいろいろなお立場での考え方、意見を出し合って、最終的には当事者の方たちが幸せになることが目標でしょうから、そのようなところに向かってみんなの考え方を集約していくことが、ものすごく大事なことだと今、感じました。以上です。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

前回のこの委員会に寝屋川事件について、大阪府としてはどのように考えているのかということで問題提起をいたしました。詳しくご説明していただきありがとうございます。ただ、やはり通り一遍と言えば失礼ですが、そのような感じがしないでもありませんでしたし、口頭で言われても何をどのように考えればいいのか、非常にまとまりがつきにくいです。

やはり何らかのメモといいますか、そのようなもので取りあえずいただければ、もう少し議論が深められるかと思っています。委員が言われるほど私も深く考えておりませんでしたが、前に出した資料を見ますと、やはり治療の中断者、さらには多数存在いたします未治療の人に対してどのようにアプローチするのかとか、かなりいろいろな問題点が含まれていますから、今日はこれで説明をしていただいたとしまして、やはり箇条書きでも何でもいいですから、少しまとめたものをいただければ、また、さらに議論を深めることが出来るかと思いますので、その辺の配慮をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

地域移行という計画がありますが、障がい者の手話が必要な聞こえない人、聞こえないプラスほかの障がいを合わせ持った重複、ろう重複の障がい者の人たちの移行があった場合、どれぐらいの数か分かるように入れていただきたいと思います。

　といいますのは、手話が必要なコミュニケーションをする人たちです。ほかの障がい者と違う特徴があると思います。通じることが難しいです。移行してもほんとに浮いてしまう。一人になる。孤独になることがあります。昔からその数が具体的にあいまいになったままの報告ですので、ほかの重複障がい者も同じだと思いますので、数がはっきり分かる形でここに入れていただきたいと思います。

　ちなみに私たちは、今、泉州の貝塚辺りで来年の４月からオープンを目指して、泉州聴力障がい者センターを建てる計画を進めています。その中にはろう重複障がい者の施設に仲間が集まって来て、そこで暮らして働いて、新しく建った施設に来てもらって通所するという予定にしています。

　これもある意味での地域移行です。そのような例は他にはありません。実際にあるかどうかは分かりませんが、手話を必要とするろう聴覚障がい者の数を分かるような形で載せていただきたいです。難しい場合は個別にでも教えいただければと思います。

あと、二つ目です。生活場面の中で大阪府が障がい者の雇用率が平成２９年度知事部局で雇用率を超えている数、または教育委員会に２.２％と書いてありますが、その中の障がい者の種別を知りたいです。国も水増しの状況がありましたので鋭く突っ込んだ結果、２月２８日に数が出ました。雇用率を下回っていますが、９４５人のうち視覚障がい者が１２１人、ろう障がいが１１８人、肢体障がい者が８９０人、内部障がい者が８１４人、ろうあ者の手話だけではなく、筆談も必要なろうも合わせて本当に数は少ないです。中央省庁がろう障がい者は入りにくいことがはっきり分かって、その障がい別の数を示していただきたいと思います。その数から大阪府がどれだけの取組をしているのかが分かると思います。その二つです。

もう一つ手話を必要とする障がい者の数が少ないので、このような報告書にわざわざ載せる必要はない。身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、それぞれ三つに分けてまとめた数を載せていると思いますが、出来ましたらそれぞれすべて聞こえない人で手話が絶対に必要な人、手話がなければどこに行っても難しいので、手話で話が出来る場所が限られていることがどれぐらい増えているのかということが鍵になると思います。大きな項目でなくてもいいので、小項目で聞こえない人の数を入れていただきたいと思います。以上です。

○牧里会長

はい。では、どうぞ。

○委員

はい。２点ございます。１点は障がい者雇用の部分です。もう１点は第三者評価の受審状況についてでございます。

　公労働、特に大阪府における障がい者雇用の実績について教えていただきたいのですが、今日、お配りいただいている資料の２２ページに取組状況として、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。知的障がい者や精神障がい者の雇用の確保に努めます。

　知的障がい者、精神障がい者については、非常勤雇用を計画的に取り組みますと。このように書かれていますが、平成２９年度の雇用実績ということで、現在、障がいのある職員の方が何人いて、身体・精神・知的、常勤、非常勤で何人ぐらい採用されて実際に働いているのか。まず、教えていただきたいことが１点でございます。

雇用率５％を目指すと書かれておりますが、実は雇用率の対象にならない週の所定労働時間が２０時間未満の働き方を考えて、府としてもその先駆的な取組をしていただきたいと思っています。特にこの非常勤の雇用という形での新たな多様な勤務形態を生み出していっていただきたいです。フレックスでありますとか在宅就労でありますとか、あるいは所定労働時間が２０時間未満の雇用をつくっていくということを、ぜひとも検討いただけないか。

そのような実績があり、そこで開発された仕事の切り出し方でありますとか、仕事の仕方でありますとか、周りのサポートというもののノウハウが、実は民間企業での就労の拡大につながっていくのではないかと考えているところです。厚生労働省でも障がい者の方の新しい働き方の一つに、週の所定労働時間２０時間未満の雇用、つまり週に１０時間とか６時間とか、短い時間で最低賃金を超える雇用で働くという働き方が検討されつつありますので、それに合わせて大阪府でも先駆的な取組を、ぜひ検討していただきたいということでございます。これが１点です。

二つ目は３７ページの第三者評価です。第三者評価の事業を推進しますとありますが、障がい福祉分野の評価結果、公表件数が１５件とありますが、全事業所が何件あり、そのうちの割合として見たこの１５件は何％なのかを教えていただきたいと思います。

全国的にも受審事業所が１％という状況で、障がい者の方々が施設から在宅で生活を始めるにあたって、どこが良質な福祉サービスを提供している事業所なのか見分けがつかないことが問題なのではないか。知る権利、選ぶ権利を保証する仕組みとして第三者評価の事業があるわけですから、このような１５件という状況を、どのように考えておられるのか少し教えていただければと思います。この２点でございます。

○牧里会長

はい。沢山の方から沢山の意見をいただきましたが、一応、皆さんの意見は取り上げていただいたことになりましょうか。では、いくつかすぐに答えられるものと、なかなか時間を要するものといろいろ混在しておりますが、事務局のほうでお答えできるものは今、お答えいただき、あるいはどのような形になりますか。次回以降に調べて報告していただくということもあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

○事務局

生活基盤推進課でございます。私のほうで所管しております施策につきまして複数の委員の方からご意見なりお尋ねをいただきましたので答えさせていただきます。

　まず、地域生活支援拠点の仕組みを急ぐべきというご意見がございました。現在、委員にもワーキンググループという形で検討委員会に入っていただいていまして、検討を行っているところでございまして、来年度の前半には意見の取りまとめをいただきまして、併せて府として何が出来るのかというものも考えていきたいと思っております。

　次に、１８病院の内訳ということでございますが、これにつきましては後日、担当よりご連絡をさせていただきたいと思います。

それからもう１点、ピアサポート活動です。茶話会をやらない病院は取り残されるのではないかというご意見があったかと思います。我々のほうで雇用しておりますコーディネーターは７３０人という、退院を目指している方々の在籍しておられる病院すべてに出向きまして、そのポツの一つ上にございます職員の研修の働きかけでありますとか、あるいは茶話会実施の働きかけを行っております。また、病院さんも独自に支援を実施している病院もございまして、決してここで茶話会をやらないところは置いていくというところはないと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それから、引き続き議論をしたいというお話しがございました。この１月に委員のグループホームと施設に寄せていただきまして、我々といたしましても先駆的に取り組んでおられるところのご意見なり現状なりを教えていただきたいと思っておりますので、引き続き我々といたしましてもよろしくお願いしたいと思います。

それから、ろうあ者の重複の方の地域移行の数を入れてくださいというご意見がございました。我々はこの数字は市町村にお尋ねしまして取りまとめているところでございまして、現在、身体障がい、知的障がい、精神障がいの別というものは分かりますが、このろうあ者の方の数が分かるかどうかということは、少しこれから市町村にもお聞きして確認したいと考えております。私からは以上でございます。

○牧里会長

そのほかの部局でお答えできることはありますか。はい。どうぞ。

○事務局

地域生活支援課と申します。よろしくお願いします。まず、相談支援の関係ですが、先ほどご紹介していただきましたが、去年の秋に相談支援事業所に対するアンケートをさせていただきました。大阪市さんも同様の調査をされていまして、大阪市さんは直接各事業所にされていますが、大阪府のほうは各市町村を通じてということを書かせていただきました。

　廃止事業所の数ということで、平成３０年４月から１１月までということで、具体的な数字を申し上げますと。大阪府では１６の事業所が廃止されているという数字が出ております。ただ、新規に開設されるところもありますので、この１６という数がそのままマイナスに直結するわけではありませんが、確かに委員がおっしゃるように、そのような経営が苦しいでありますとか人員不足でありますとかいったことで廃止されている事業所があるということは確かな件数として受け止めなければいけないと考えているところでございます。

　そのアンケートの中で各事業所さんの現在の経営状況でありますとか、今後の見通しということも一定、聞かせていただきました。やはり報酬がなかなか見合っていないというご意見を多数いただきました。そこは非常に苦しいところかと思いますが、平成３０年度は経過措置がありましたので、３１年度から本格的にといういい方が適切か分かりませんが減になるということで、この影響がどのようになるのかということを、私どもとしても見極めていって、国への要望等はもちろん続けていきますが、大阪府として市町村が主体となっていただくことではありますが、どのような支援が出来るのかということを、引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

　続いて、２点目ですが、先ほど基盤課からも少し話がありましたが、強度行動障がい支援につきまして、１月に私も見学をさせていただきました。大変先駆的な取組をされているということで勉強になり、まずは感謝を申し上げます。

強度行動障がい支援につきましても、なかなか思うようにいかないところがありますことは正直なところですが、砂川厚生福祉センターと本庁で、いろいろ対策を考えておりまして、先だって委員にもご相談させていただきましたが、来年度、少し新しい仕掛けを考えておりまして、強度行動障がい全般の在り方でありますとか、少し専門的になりますが、いわゆるなかなか改善が見られない難治群と言われる方の支援方法をどのようにしていくのかということについて、少し検討していきたいと思っておりまして、この辺のことも引き続きご協力、ご鞭撻をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

　少し長くなりますが、あと人材の関係で申しますと、私どもの範疇でいいますと、医療的ケア児、コーディネーター支援の養成研修でありますとか、主任相談支援専門員の研修といったものを、来年度の新規事業として開始するということで予算措置もしておりまして、現在、準備を進めている状況でございます。人材ということは当然、大事になってきますので、私どもとしましては、このような研修を積極的に進めていくことによりまして、底上げを図っていきたいと思っております。

　最後になりましたが、高次脳機能障がいの支援につきましては、これも昨年、この規模になったのは初めてですが、アンケート調査をやらせていただきまして、結果は集計中ですが、各事業所で、このような高次脳機能障がいの方の支援を行った経験があるのかどうか。どのようなことに困っていらっしゃるのかということについてアンケートを取らせていただきました。やはり高次脳機能障がいの方を支援した経験がないとか少ない事業所さんが多いということも分かりましたので、既に先行していますが、いわゆるコンサルテーション事業、障がい者自立相談支援センター専門の者が事業所にお伺いして、いわゆる出前の形式でいろいろな指導、相談をさせていただくものでありますとか、あと、各事業所さんの支援を参考にさせていただくということで、少しこれはこれからの形になりますが、支援事例集といったものをつくるという取組を、来年度以降、本格的にしていきたいと思っております。

　それ以外に市町村の担当職員の研修でありますとか、医療機関の職員さんの研修といったものも従来からしておりまして、このようなものを総合的に進めていくことによりまして、高次脳機能障がいの方の支援の底上げを図っていきたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

○事務局

続きまして、生活基盤進課から委員から就Ａの経営改善計画の提出状況について、回答させていただきます。

平成３０年度、今年度は現在まだ判定中ですので、平成２９年度、昨年度の実績になりますが、府所管の事業所が２３事業所ございました。このうち基準に適合していたものが、基準といいますのは生産活動収入から経費を引いた額で利用者の方の最低賃金を賄えているかどうかという基準でございますが、賄えているところは４事業所で、賄えていないところが１９事業所ございましたので、この２３事業所のうち１９事業所から経営改善の提出を求めているという状況でございました。

○牧里会長

はい。ほかにございませんか。はい。どうぞ。

○事務局

失礼いたします。教育庁支援教育課と申します。私からはお話しをいただいた中で、大阪府立支援学校の充実、特に知的障がいの支援学校に係る今後の取組というところでお答えをさせていただきます。

資料１のところでは１７ページの（２）の④、大阪府立支援学校の充実というところにあたりますが、この資料でお示ししておりますのが、平成２９年までのところになりまして、一つ目に支援学校の教育環境の整備ということで、知的障がいの支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、府内４地域で新校を各１校整備するということで、平成２９年度の取組のところに四つの支援学校の新設というところでお示ししているところでございます。

　ただ、府立支援学校における知的障がい児童生徒数の増加傾向といいますのは、その後も続いておりまして、平成２８年度に将来推計を実施いたしましたところ、２０２６年度までの１０年間でさらに１４００人程度増加する見通しとなっておりまして、環境の充実に向けた取組が必要であると考えまして、その基本方針を昨年、平成３０年３月に示しまして、現在、取組を進めているところでございます。これらの取組で先ほど委員から新校の設置がないというお話しもありましたが、もちろん新校の設置というところも検討していますが、工事等に期間を要する中、毎年、増え続ける児童、生徒の教育環境を早急に整えていくことが必要ということで、まずは通学区域割りの変更でありますとか、特別教室の転用など、早期に実現可能なものから順次実施を今、行っているところでございます。

　教室転用につきましては、毎年、増加する児童、生徒に対応するため、各学校の規模と児童生徒数、また、施設の配置や活用状況を十分に把握した上で、教育環境の低下を招くことのないよう配慮した上で、児童・生徒の教育活動に支障がない範囲での実施を行っています。

　また、通学区域割りの変更につきましても、児童・生徒数の増加が著しく、今後、授業展開や

行事の運営に等に支障をきたす可能性のある学校が複数存在いたしますので、その児童・生徒や保護者に影響を及ぼす取組ではありますが、実施せざるを得ない状況がございます。

　ただ、変更にあたりましては各学校の規模でありますとか、児童・生徒数、通学環境等を総合的に勘案いたしまして、十分な周知期間を設けまして、各地域において説明会を開催いたしまして、保護者の皆様に対しても丁寧な説明を行っているところでございます。以上でございます。

○牧里会長

ほかに事務局からの報告事項はございませんか。府の事業と民間の事業の区別というのは、お答えできる人はいませんか。

○事務局

自立支援課でございます。ご指摘のございました取組の主体等について、どのような状況になっているのかということでございますが、基本的には府が委託補助、その他、民間団体等との連携などによって取組を進めているものを記載させていただいているものもございます。特に恐らく３１ページに記載の取組に関して、主体が分かりにくいものが多いというご指摘かと思いますが、従来の記載ぶりをそのまま参考にしながら結果だけを分かりやすく記載しているということに留まっておりますので、今後はご指摘も踏まえながら実施状況の欄に関しましては、どのような主体がどのようなところと連携しながら取り組を進めているのかということも丁寧に記載するようにさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○牧里会長

それから、障がいの勤務形態別の実数とか、これからの勤務の在り方とか、仕事の切り出し方とか、そのような点と第三者評価の実態はどうなのかという。この件について、お答えできる方はいますか。

○事務局

自立支援課でございます。ご指摘をいただきました府における障がい者雇用の分ですが、そのうち非常勤職員の方、知的障がい者及び精神障がい者の方の非常勤雇用として、チャレンジ雇用を自立支援課は所管させていただいております。その概要が大阪府における障がい者雇用については２２ページにありましたが、一つ前の２１ページの一番下の丸のところでございます。公務労働の分野における障がい者の雇用就労機会の創出のため、ハートフルオフィスを拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用、チャレンジ雇用を促進しますということで、平成２９年度の実施状況の欄に雇用者数３７名、うち知的障がい者の方３１名、精神障がい者の方６名ということでございます。

　仕事の切り出し分につきましては、知的障がい者３０名の方が府庁別館と咲洲庁舎それぞれにハートフルオフィスという集団配置していただく作業をしていただいております。これは庁内全庁的に封入ですとか、あるいは発送業務などの大量の業務などをそこに渡していただいて、そこで知的障がいのある方が作業をしておられると。精神障がい者の方は個別に各課に配置させていただいて、非常勤作業員としての業務をしていただいているということでございます。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○事務局

地域福祉課と申します。第三者評価の部分についてなのですが、障がい福祉分野の結果公表件数１５件というところですが、これが全事業所の何％占めるのかというところは、全事業所の数はそこまで正直、把握しておりませんので、何％とは申し上げられませんが、低いことはかなり低いです。第三者評価の仕組みとしましては、施設側が認証評価機関と契約を結んで一定のお金を払って調査員に来ていただいて評価内容をまとめるという作業がございまして、やはりそこのところにおきますと施設側からとしましては、やはり費用がかかるということと、あと、評価者が調査するということで、それに対しての対応というところでも時間がかかります。

　一方それを公表することに対してのメリットというところも明確に見えてこないということもあり、施設さん側が評価をしてもらうことについて、少し進んでいない状況にあることは事実かと思います。また、これは毎年受けなければならないという形でも義務付けられていないところも、やはり評価件数が挙がってこない影響になっているのではないかと考えております。以上です。

○牧里会長

あと、沢山いただきましたが、提案の部分も多いですが、いくつか提案をいただきましたが、検討チームをつくるとか、連携するとかありましたが、それについて何かお答え出来ることはございますか。防災とか、差別解消法の見直しとか、それから、医療費負担の問題も提案されました。やはり検討チームをきちんとつくって検討すべきではないかというご意見だったかと思いますが。

○事務局

よろしいでしょうか。

○牧里会長

はい。どうぞ。

○事務局

医療費の関係につきましては、折々にいろいろなご意見をお伺いしているところでございます。今年度の４月から新しい制度が開始されたということでございまして、私どもに取りましてもこの新制度をいかに定着させていくかというところで腐心をしてきたところでございます。やはり１年間運用を続けてきて、我々としてもどのような検討をしていくのかということは、これからというところになるのかと思っておりますが、まずは障がい室内できちんとどのような形で検討していくのかということを踏まえた上で、今後の検討の仕方につきましては考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

あと、防災につきましてもご提案をいただいているところです。このような問題は障がいのみに限らない部分もございます。福祉の関係でいきますと、やはり高齢の方にとっても同じような問題がございますし、小さなお子様をお持ちのご家庭にとっても同じような問題があると我々も承知しております。

福祉部と防災の部局におきまして、何らかの形での会議といいますか、そのようなものを持ってやっていこうという問題意識は庁内でもあると聞いておりまして、福祉部に関しましては福祉総務課というところがヘッドになって、そのような会議体に参画していくということでお聞きしておりますが、少しまだそこの部分が具体的には進んでいないと、我々は聞いておりますので、今日、お聞きしたことを踏まえながら、きちんと関係部局と連携してまいりたいと考えております。

○牧里会長

まだ、ありますか。はい。どうぞ。

○事務局

障がい福祉企画課権利擁護グループと申します。委員からのご提案をいただいております障がい者差別解消条例の見直しの件について、ご説明させていただきます。今年度大阪府の障がい者差別解消条例が施行後３年を迎えまして、今年度におきましては我々大阪府のほうで条例の運用状況を整理したところでございます。整理にあたりましては第三者のご意見をお伺いしたところでございます。次年度におきましては知事の附属機関であります大阪府障がい者差別解消協議会において、改めて条例の評価をいただきまして、課題や対応を整理していただいた上で、条例改正の是非のご意見をいただきたいと思っております。この中で事業者の合理的配慮の義務化につきましてもご審議いただく予定にしております。来年度どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○牧里会長　はい。いいですか。会議の予定は残すところあと７分になりまいましたが、まだ一つ議題が残っておりまして、平成２９年度の実施状況については、もっとご意見がいいたいとか、提案したい方もいらっしゃるかもしれませんが、一応、閉じさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員

少しよろしいでしょうか。

○牧里会長

はい、どうぞ。

○委員

あの、寝屋川事件への対応についてのご発言がありませんが、よろしくお願いします。

○牧里会長

はい。寝屋川事件について。

○事務局

すみません。ご指摘いただきましたが、本日、お伝えさせていただきました取組につきましてのメモにつきましては、後日、メールなりでお送りさせていただきたいと考えております。あと、ご指摘をいただきました大阪府庁における障がい者雇用の人数でありますとか種別につきましては、本日は人事課の者が出席しておりませんので、確認をした上でご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。委員、どうぞ

○委員

１点確認だけ、先ほどの基盤課さんに確認したいのですが、委員からのご質問に対して、院内茶話会等々を実施した病院の名前をお伝えいたしますとおっしゃいましたが、この内容についての公表はされているのでしょうか。どこの病院がこれに参加しているということは、今、誰でも知り得る状況なのでしょうか。

○事務局

具体的な病院名はまだ公表しておりません。

○委員

公表する予定なのでしょうか。それはたぶんないと思います。そのようにしますと一委員からの要望に応えてお教えするということをなされる際に、やはり病院の了解をお取りになるのか、あるいはもしこれが情報公開の請求によってなされる場合である際には、それは粛々と条例に応じてやられればいいのですが、その辺りを少し軽々にお教えするということは、僕はいかがなものかという印象を持ちました。

○事務局

すみません。生活基盤推進課でございます。委員は病院協会の会長をされておられまして、そのようなご意見がございます。私のほうとしては、情報公開で出た場合も関係者の意見を聞くことが出来るということになっておりますので、すみません。少し訂正をさせていただきますが、病院協会さんとご相談をさせていただいた上で、ご了解が得られましたら公表させていただきたいと考えて、訂正させていただきたいと思います。

○委員

すみません。これは病院協会の話ではなくて、各参加した医療機関がどのようにお考えなのか、それは非常に重要なことだと思います。団体としてこの事業には参加していません。

○牧里会長

はい。少し後は詰めていただいて、適切な対応をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局

分かりました。今、委員のご指摘も踏まえまして、少し事務局で対応を考えまして、また、ご回答を差し上げたいと思います。

○牧里会長

はい。それでは、第１の議案について、一応、閉じさせていただいてよろしいでしょうか。予定の時間が来ますが、皆さんには１５分程度、この会議を延長させていただきたいのですが、もちろん後にご予定のある方もいらっしゃいますので、適宜、退出していただいて結構ですが、この会議そのものは１５分延長したいと思いますが、いかがでしょうか。いかがですか。大丈夫ですか。１５分なら大丈夫ということで異議はございませんか。

○委員各位

はい。

○牧里会長

はい。それでは、少し今までの議論をまとめなければいけないのですが、私の所感ということでまとめに変えさせていただきますが、寝屋川の事案といいましょうか事件といいましょうか、それをどのように考えるのか。この協議会としてももう少しみんなで議論すべきではないかという提案をいただいて、それが出来ないまま今日に来ているわけですが、いみじくもおっしゃられたように、かなり複雑な状況、例えば府民のそのような障がいに対する偏見とか無理解とか、あるいは親御さんと子どもさんの関係もありましょうし、なかなか精神障がいとして認識しにくいとか状況とか、あるいはそれを巡る府民の目とか、あるいは関係団体の何といいましょうか積極的にアプローチしにくい状況とか、いろいろなものが重なっていると思います。

　別に寝屋川だけの事件ではなくて、たまたまそれは発覚しただけで、大阪府全域、あるいは日本全国かもしれません。そのような問題を抱えている状況の中で起きた事件だと思います。もちろんだからあきらめなさいということではなくて、どのようにすればそのような問題を少しでも防げるのかということは、もう少し全体的に議論したほうがいいのかという感想を持ちました。時間がありませんのでこのぐらいにさせていただきます。

　それから、ろうあ者の問題というのは、なかなか数が少ないからひとくくりにされてしまいますが、このような問題についても丁寧にやっていくということも必要ではないかと思います。当然、大阪府の行政としては広域的にやるわけですから、市町村の皆さんがどれだけ積極的にやっていただくのかということに依存せざるを得ないのですが、これも市と府の関係でいいますと。やはり府のほうが積極的に、例えばそのような問題をどのようなやり方であれば把握出来るのかということを提案しなければ、市町村は動けないと思います。

　もちろん市町村のほうもそのような提案をしていただかなければ難しいですが、把握の仕方から難しいと思います。先ほどの寝屋川の事件もそうです。医療中断された方について、どのように把握するのかということから、大阪府が示していかなければ市町村でも対応できない。もちろん市町村から具体的にどのような対応をしていたのかという、これまでの経験とかを踏まえなければ提案は出来ないかと思いますが、そのような地道な努力の上にしか、次の施策、どのように取り組めばいいのかということは生まれてこないと思います。

　ぜひとも積極的に前向きに、どのようにすれば出来るのかということを、皆さんも同じです。考えていただいて、そのような全体の議論の場をぜひとも持っていただきたいと。この委員会で無理ならば、別に懇談会でも結構ですので、そのようなことをしっかり議論しようと。委員の中のメンバーだけでも障がいを超えて議論できる場が必要ではないかと思います。これはお願いということで、まとめに変えさせていただきます。

では、二つ目の議題なのですが、これは施策推進協議会の部会を設置したいと。先ほどのいくつかのテーマごとに検討チームをつくればどうかというご意見もありましたが、チームをつくる前に部会を設置してどこまで出来るのかということもありますが、取りあえずいくつかの部会を設置したいということで提案したいと思います。よろしいですか。これは事務局から少し説明をいただきましょうか。

○事務局

はい。それでは、事務局から簡単にご説明をさせていただきます。

資料２－１から２－３になっております。資料２－１が本推進協議会の要綱ということでございまして、この中に部会を定めるという形になっております。今回、ご提案したいのは部会の三つ目でございます。もともとアートを生かした障がい者の就労支援事業企画部会という部会がございましたが、こちらの中身を少し模様替えする形で、新たに障がい者文化・芸術部会とさせていただきたいという点、それから、一番下にございます第５次大阪府障がい者計画策定検討部会を、新たに設置させていただきたいという、この２点でございます。

　資料２－２をご覧ください。こちらが新たに設置したいということでございますが、「第５次大阪府障がい者計画策定検討部会(仮称)について」ということでございます。大阪府の長期総合計画ということで、現在、第４次の大阪府障がい者計画後期計画というものを策定しておりますが、この計画期間が、平成３２年度末ということになっておりますので、その後継計画、次期の計画を第５次大阪府障がい者計画として策定していく必要があるということでございます。その検討を行うために、来年度部会を設置いたしまして、その計画の方向性について検討を行っていただきたいと考えております。

　スケジュールといたしましては、年度内に６回程度を検討していただきまして、意見具申（案）という形で取りまとめをいただきたいと考えております。その意見具申（案）を、この推進協の本会議のほうにご報告をいただきました上で、推進協としての意見具申をいただきまして、その翌年度、１年間をかけて新たな計画策定の作業に入りたいと考えております。

　部会の構成につきましては、記載させていただいておりますとおり、当事者団体から９団体、自治体から２団体、施設の代表、それから学識者、企業、司法、関係団体ということで、計２０団体からご参画をいただきたいと考えております。

　続きまして、資料２―３をご覧ください。障がい者文化・芸術部会(仮称)についてということでございます。先ほども申し上げましたとおり、これまで障がい者のアート活動に関する施策について審議していただくために、アートを活かした障がい者の就労支援事業企画部会というものを設置し、施策を推進してまいりました。この度、去年の６月に国のほうで障がい者による文化・芸術活動の推進に関する法律が施行されたことを踏まえまして、アート分野だけではなく舞台芸術分野を含めました障がい者の文化・芸術活動全般に関する支援に対して、自治体がどのように取り組んで行くのかということを、議論していく必要があるということでございますので、これまでのアートの部会を改変して、障がい者文化・芸術部会という形に模様替えをさせていただきたいと考えております。

　部会の構成につきましては、資料に記載させていただいているとおりで、６名の方にご参画をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○牧里会長

はい。ただ今二つの部会について提案がございましたが、ご質問とかご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○委員

第５次計画の策定が始まるということで、前回の後期計画では、今までの施策は割と縦割りになっていまして、課題ごとの列挙が多かったので、地域を育むという章を設けていただいたかと思います。そこには先ほどから出ております寝屋川事件ですとか、災害のこととか、いろいろ障がい者が命を落とすということがないように、待ったなしの対応をしていこうと。相模原事件を契機にということが述べられております。ぜひ今回の第５次計画は地域を育むということを集中的に検討して、府域全体、各部局全体でどのように命を落とさずに済むように、どのような施策の組み立てをすべきなのか、地域拠点をはじめいろいろな複合的な課題をどのように進めて行くのかということを、ぜひ力を入れて検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

部会設置を前提でご注文をいただいたということでよろしいですか。はい。必要ないという方はいらっしゃいませんか。はい。異議なしということで、二つの部会の設置を認めていただいたということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員各位

異議なし。

○牧里会長

はい。ありがとうございます。それでは、一応、部会を設置するにあたりまして、各部会の会長の指名をしなければいけませんが、計画作成検討部会は桃山学院大学の黒田准教授にお願いしたいと。それから、文化・芸術部会は育成会の坂本理事長にお願いしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○委員各位

異議なし。

○牧里会長

はい。ありがとうございます。異議なしと認めていただいたものとさせていただきます。

　それでは、最後のその他について、一応、第３の議題は本協議会の委員です。これが今年度末までの任期となっておりまして、次年度から新たな委員で運営されということになっています。

事務局からでは、次年度、最初の推進協議会は今のところ１２月に予定をしているということで、少し空白の期間が出来てしまいます。ですから次の委員体制については、細かいところもありますが、今日は大方のとこをお認めいただかなければ、委員会が開催できないということになるのでは、もし事務局から補足説明がありましたら、少しお願いしたいと思います。

○事務局

はい。それでは、少し補足でご説明させていただきます。今、会長からご説明をいただきましたとおり、本協議会の委員の皆さまの任期がほとんどこの３月末ということになっておりまして、次年度から新たな委員で運営していただくということになっております。来年度の推進協議会が今年の終わりぐらいということで、まずは予定をしておりますが、その間に、先ほどご承認いただきました部会の委員の選定等も行っていただく必要がありますが、牧里会長の任期もこの３月末までということになってしまいまして、このままでは会長不在ということになってしまいまして、部会運営に支障が出てしまう状況になっております。

そこで、こちらの障がい者施策推進協議会条例の第４条第３項の規定に、会長の職務を代理する者を会長が指名することができるとなっておりますので、本日、牧里会長から、代理者の方の指名をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○牧里会長

実は私事であれなのですが、次期には委員も下りたいということを申し上げておりまして、当然、次の新しい委員の皆さんで委員長を互選していただくわけですが、少なくとも私が選ばれることはないとはありませんので、そのような意味では会長不在がずっと続いてもいけませんので、一応、今日の段階で会長の職代理を決めさせていただきたいと思います。今日、出席いただきました大阪府立大学の小野教授にお願いできないかと思っておりますが、ご承認いただけますでしょうか。

○委員各位

拍手。

○委員

すみません。少し質問なのですが、任期切れになって解散したあとの新規の構成の中で会長というのは決めるのではないですか。

○事務局

はい。そうです。そうなのですが、その会長を決められますのが１２月の推進協議会になりますので、その間、職務代理者のご指名をしていただくということが、本日、お願いしたことでございますので、１２月の推進協議会の中で会長を改めて互選をしていただくことになります。

○牧里会長

会長は新しいところで、今まで決めなければいけませんから、不在だったらですね、不在の場合は会長代理者を決めなければ、対応できないということなのですね。例えばこの会議を招集するのも一応、会長が招集するわけです。私も辞めて居ないですから、誰も招集できなければ、永遠に会議が開けないことになりますので、それで会長代理者を決めておくという。今、決めておけばその方が招集をして、次の会長を決めるということを皆さんで議論していただきましょうという。少しややこしいですが、形式上はそのようにせざるを得ないのではないかということでいいですね。はい。よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○牧里会長

あと、時間が１分しかありませんが、もう少し延びるかもしれませんが、一応、私と委員は、次期の委員にはならないというお願いをしておりまして、では、ご挨拶を少しさせていただきましょうか。お世話になりましたという。では、私のほうから、長い間、座長を務めさせていただきまして、何年やっていたのでしょうか。

○事務局

１９年です。

○牧里会長

１９年、そんなに長くやったのですね。あっという間ですね。私は地域福祉が専門でございまして、必ずしも障がい者問題に明るいというわけでありませんが、この推進協議会の場に居させていただいて、大変、勉強させていただきました。福祉の原点は障がい者福祉にあるのだということをしみじみと感じた次第です。

　振り返って見ますと。この委員会に入る前に、実は１年半ほどアメリカのバークレーというところに海外研修に出していただきまして、そこで当時の障がい者自立運動というものを垣間見させていただきまして、カルチャーショックを受けたわけですが、そのカルチャーショックを受けた後、このような場に参画させていただきまして、本当に幸運に恵まれたと思います。

この大阪府の推進協議会は論客が多くて最初のころは大変でしたが、でも、大変それはいい勉強になりました。鋭くシャープに切り込んでいくことが出来るのは、やはり障がい者福祉の原点かと思います。私は去ってまいりますが、あと引き続き積極的に議論していただいて、国の参考になるような協議会だと思っていただけるように、頑張っていただきたいとお願いしたいと思います。簡単ですがご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○全員

拍手。

○委員

私も今年限りで一応、この委員から引かせていただく予定にしております。何分にもあまり役に立っていないということが自分でも分かっております。期間だけは多分先生に続いて長いと思います。いろいろ障がい者問題というのは幅広い奥深いものだと。いろいろな法律が出来てきましたので、それに対応していかなければならないという。本当に大変な問題が山積しております。まだ、まだ今後もいろいろな問題が出てくるのではないかと思っております。いずれにいたしましても障がい者であれば、それぞれの知恵を出し合って障がい者のために頑張っていかなければならないと思います。今後とも、皆さん方のご活躍を期待しております。本当に長い間お世話になりました。ありがとうございました。

○全員

拍手。

○牧里会長

それでは、今日の会議はこれで終了いたします。あと、マイクは事務局にお預けします。

○事務局

はい。ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、障がい福祉室長の福本よりご挨拶を申し上げます。

○事務局

障がい福祉室長の福本でございます。本日は大変遅い時間まで活発なご議論、ご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。今、牧里会長、委員からご挨拶を頂きましたが、非常に長きにわたりお努めいただき大阪府の障がい福祉行政について多大なるご理解とご貢献を賜りましたことを、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

　本日は障がい者計画に位置づけている施策の実績についてご報告させていただきましたが、その中でもいろいろなご意見もいただきました。また、今後の対応につきまして、いろいろな課題、検討すべき視点を沢山ご意見を賜りました次第でございます。我々といたしましては、計画の基本理念であります「人が人間（ひと）として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を目指しまして、本日いただきましたご意見等を踏まえ、私ども福祉部のみならず、ここに本日は全庁からいろいろな部局が参画しておりますので、横の連携もしっかり取りながら取り組んでまいりたいと考えております。

来年度からは、本日ご承認いただきました新たな部会も立ち上げまして、第５次の障がい者計画の策定に向けてご審議をしていただくこととなります。部会、推進協議会を併せまして、年間８回の会議を先ほどご覧いただきましたように予定しております。皆様方におかれましても、今後ともご多忙かと存じますが、何卒ご協力を賜りますれば有り難く存じます。

　最後に改めまして、今後とも引き続き本府の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力をいただきますようお願いを申し上げましてご挨拶とさせていただきます。遅くまで大変ありがとうございました。お世話になりました。

○事務局

以上で「第４６回大阪府障がい者施策推進協議会」を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。

　(終了)